

お医者様向け開業ローン

「アシストⅡ」

これから創業する方へ

東京都制度融資

創業融資（創業）【事業開始前】

1か月以内に個人で、または2か月以内に法人を設立して開業する方をバックアップ。

ご返済は、運転資金が7年以内、設備資金が10年以内の長期分割返済です。



対象となる方	現在事業を営んでいない方で、1か月以内に新たに個人で、または2か月以内に新たに法人を設立して都内で創業しようとする具体的計画をお持ちのお客さま。 ○許認可事業を開始される方は、原則として事業に必要な許認可を受けていることが必要です	
融資限度額	2,500万円以内 (ただし、自己資金に1,000万円を加えた額の範囲内)	
資金用途	運転・設備	
返済方法	運転資金は7年以内、設備資金は10年以内の分割返済(据置期間1年以内)	
融資利率	(責任共有利率)	(全部保証利率)
	【固定金利】 融資期間 3年以内 2.1% 以内 3年超5年以内 2.3% 以内 5年超7年以内 2.5% 以内 7年超 2.7% 以内 【変動金利】 短期プライムレート+0.9% 以内	【固定金利】 融資期間 3年以内 1.9% 以内 3年超5年以内 2.1% 以内 5年超7年以内 2.3% 以内 7年超 2.5% 以内 【変動金利】 短期プライムレート+0.7% 以内
	次の(1)または(2)を満たすものは、上記金利から0.4%優遇した金利となります。	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 創業支援特例（創業・支援） (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社または保証協会より認定特定創業支援事業に準ずる創業支援を受け、その証明を受けていること。 </div>	
保証利率	保証協会所定の料率	
担保	原則として不要	
保証人	法人（組合を除く）は、原則として代表者を連帯保証人とします。 組合は、原則として代表理事を連帯保証人とします。 個人事業者は、原則として連帯保証人は不要です。	



注) ご利用いただく場合は東京信用保証協会の保証が必要となります